

●香川県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年3月30日から同年4月20日まで一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 多度津丸亀線（205号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡多度津町大字庄字修理免 876番3地先から 仲多度郡多度津町大字庄字修理免 866番1地先まで	前	4.2~46.0	119	平成15年香川県 告示第362号で 変更した区域の 一部供用開始及 び設計変更に伴 う一部区域の追 加
仲多度郡多度津町大字庄字修理免 876番3地先から 仲多度郡多度津町大字青木字長僧 20番9地先まで	後	4.2~46.0	153	

- 4 供用開始の期日 平成22年3月30日